

情報・コミュニケーション

宗像市公式ホームページ・宗像市公式LINE（ライン）・

テレビ「dボタン広報誌」・市広報紙（声の広報）

宗像市に関する情報を発信しています。

【宗像市公式ホームページアドレス】

<https://www.city.munakata.lg.jp/>



【宗像市公式LINE（ライン）】

LINE（ライン）アプリで宗像市公式アカウントを登録（友だち追加）すると、市からのお知らせ、防災・災害情報、イベント情報などがスマートフォンに届いたり、ごみの出し方、子ども教育情報を調べたりすることができます。



【①友だち追加方法】

●登録・受信設定方法

①友だち追加方法

友だち追加方法については右図をご参照ください。

②受信設定方法

友だち追加後に表示される受信設定で欲しい情報にチェックを入れてください。

LINE を使用しているスマートフォンなどの端末で右記の2次元コードを読み取り、友だちに追加

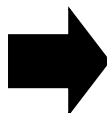


■「友だち」検索で！

LINE「ホーム」→「友だち追加」で「検索」を選び、ID「@muna2020」で検索して、友だちに追加



【②受信設定方法】



宗像市公式LINE 受信設定

欲しい情報を選択してください。 **必須**

複数回答可

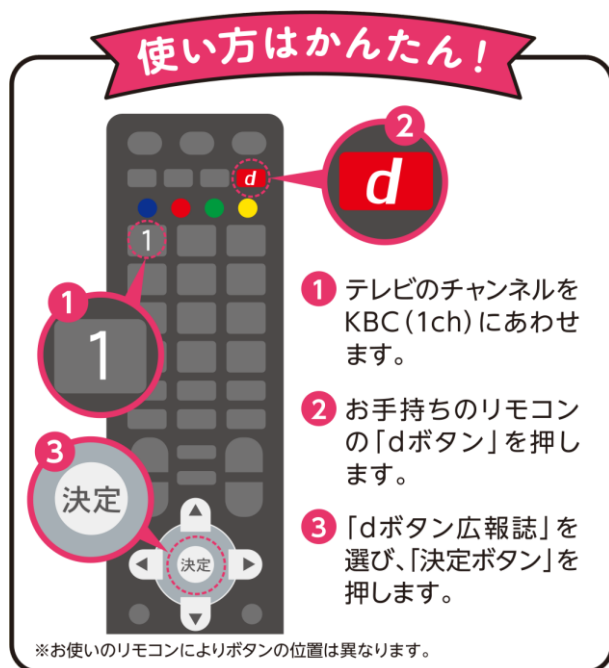
☒ すべて ☐ 子育て・教育 ☐ 防災 ☐ 環境・ゴミ

☐ イベント ☐ 観光 ☐ 移住・定住 ☐ 広報むなかた

☐ 健康（コロナ情報） ☐ 市職員採用

☐ 保育士等求人 ☐ なし

【テレビ「dボタン広報誌」】



- 1 テレビのチャンネルをKBC(1ch)にあわせます。
- 2 お手持ちのリモコンの「dボタン」を押します。
- 3 「dボタン広報誌」を選び、「決定ボタン」を押します。

●お問い合わせ

宗像市役所 秘書政策課 広報政策係

TEL 0940-36-1055

FAX 0940-37-1242

メールアドレス koho@city.munakata.lg.jp

【市広報紙（声の広報）】

市広報紙「むなかたタウンプレス」の記事を、音声にしたものを市公式YouTubeに掲載しています。



福岡県福祉情報センター

福岡県社会福祉協議会が、県から委託を受けて運営するセンターです。福祉全般の情報を提供しています。障がい者福祉分野については、障がい者が日常的に直面する問題を解決するために役立つ諸情報を、障がい者やその家族、行政、関係団体等に提供しています。電話、メール、ホームページ等のほか、年3回発行する情報誌「障がい者福祉情報」で情報提供を行います。

また、様々な制度・施策の概要や市町村障がい者福祉関係事業等の実施状況を1冊にまとめた「障がい者福祉情報ハンドブック」を隔年で発行しています。

●情報の内容

- ① 福祉サービス窓口等の紹介
- ② 福祉関係の図書・ビデオ等の閲覧及び貸し出し
- ③ 福祉関係イベントの情報
- ④ 障がい者関係制度の情報

●お問い合わせ

福岡県福祉情報センター（クローバープラザ東棟2階）

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

メールアドレス vo-info@fuku-shakyo.jp

ホームページアドレス <https://www.fuku-shakyo.jp/fukujyoho-center/>

福岡県広報の点字・録音・字幕放送等

<視覚に障がいのある人向け>

- 福岡県だより点字版・録音版・音声コード版
各戸配布広報紙「福岡県だより」の点字版・録音版（音声 CD 版、CD デイジー版）および音声コード版を発行しています。【年 6 回（奇数月）発行】
- 点字ふくおか
県の魅力、地域の話題などを中心に点字による広報紙を発行しています。【年 4 回（季刊）発行】
※配布希望の際はお問い合わせください

<聴覚に障がいのある人向け>

- 知事記者会見
手話通訳を導入しています。また、県公式 YouTube チャンネルで字幕（クローズド・キャプション）を付与した動画を配信しています。
- 福岡県広報テレビ番組「優&舞の知ットク！ふくおか」
字幕（クローズド・キャプション）を付与して放送しています。
- YouTube 県政広報動画、各戸配布広報紙「福岡県だより」PR 動画
月 2 回程度、県公式 YouTube チャンネルで字幕（クローズド・キャプション）やテロップを付与した動画を配信しています。

●お問い合わせ

福岡県県民情報広報課
TEL 092-643-3102 FAX 092-632-5331
メールアドレス kouhou@pref.fukuoka.lg.jp

「声の広報」貸出

宗像市が発行、全戸配布している広報紙「むなかたタウンプレス」の録音版（デイジー編集 CD 版）を発行、郵送しています。地域の情報や話題などを音訳ボランティアスタッフの「声」で届けます。

●対象となる人

宗像市在住の視覚に障がいのある人など

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会／宗像市ボランティアセンター
TEL 0940-37-4100 FAX 0940-37-4101

耳や声に障害のある方への119番通報サービス

【NET119緊急通報システム】

聴覚や発話に障がいのある方、音声での119番通報が困難な方が、スマートフォン・携帯電話などのインターネット接続機能を利用して、119番通報することができる「NET119緊急通報システム」を導入し、令和2年8月3日から運用を開始しています。

NET119緊急通報システムの利用料金は無料です。

スマートフォン・携帯電話などの通信料金（パケット代）は別途必要です。

●利用対象者

宗像市・福津市に在住または在勤若しくは在学の方で、聴覚障がいまたは音声による通報に不安がある方が対象です。

なお、NET119緊急通報システムのご利用には、事前の登録が必要です。

※障がい者手帳の交付を受けていない方でも登録することができます。

●登録を希望される方へ

1. 窓口申請登録用紙による登録方法

宗像地区消防本部ホームページ「NET119 FAX119 eメール119」内「耳や声に障がいのある方へ」で申込書等をダウンロードすることができます。

ご利用案内及びご登録規約をお読みいただき、申込書兼承諾書と窓口申請登録用紙に必要事項をご記入のうえ、宗像地区消防本部警防課通信係までご持参ください。

受付窓口にお越しの際は、現在ご使用のスマートフォン・携帯電話などを必ずご持参ください。

2. Webによる登録方法

宗像地区消防本部ホームページ「NET119 FAX119 eメール119」内「耳や声に障がいのある方へ」のWeb申請の登録要領、スマートフォン版、携帯電話版いずれかの「詳細」をクリックし、Web申請の登録手順に沿って、登録手続きを行ってください。

●お問い合わせ

宗像地区消防本部 警防課通信係

TEL 0940-36-2425 FAX 0940-36-2949

メール shirei@munakata119.jp

ごみのふれあい収集（戸別訪問収集）

宗像市では、家庭ごみをごみステーションに出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、ご自宅の玄関先（外）でごみを収集する「ふれあい収集」を実施しており、併せてごみの排出がなかった場合の安否確認を行っています。

●対象となる世帯について

宗像市内に住所を有し、家庭から出るごみを自らごみステーションに出すことが困難な高齢者や障がい者で、次のいずれかの要件に該当する人

- ① おおむね65歳以上で、歩行や両足での立位保持に常時支えが必要で介助なしには外出できない一人暮らしの世帯
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級または2級に該当する一人暮らしの世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する一人暮らしの世帯
- ④ 療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAに該当する一人暮らしの世帯
- ⑤ 障害福祉サービスに係る介護給付のサービスを受けている一人暮らしの世帯
- ⑥ ①から⑤に該当する高齢者又は障がい者のみで構成される世帯
- ⑦ ①から⑥に掲げる人のほか、市長が特に必要であると認める世帯

※上記にかかわらず、親族や地域住民又はボランティア等によりごみ出しの支援が得られる人や特別養護老人ホームなどの福祉施設に入居している人は対象となりません。

●お問い合わせ

- ・高齢者世帯の場合：宗像市役所高齢者支援課高齢者サービス係 TEL 0940-36-9288
- ・障がい者世帯の場合：宗像市役所福祉政策課障害者福祉係 TEL 0940-36-3135

登録手話通訳者等派遣事業

聴覚障がいなどのため意思疎通が困難な人が、社会生活を送る上で必要な用事をするとき、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣するものです。

●対象となる人

聴覚機能・音声機能・言語機能で身体障害者手帳を持っている人

●費用

無料（ただし入場料や参加費等が必要な場合は通訳者分の費用を負担していただきます）

●利用できること

社会生活を送る上で必要な用事

（例えば・・・公的機関での手続き・相談、就職についての相談、病院の受診、市の健康診断、こどもの三者面談等の学校行事、自治会の集会等の会議 等）

※原則、福岡県内で日帰りの範囲で、時間は午前8時～午後6時まで。

※宗教・政治の勧誘、営業活動になるもの、個人の娯楽を目的としたものは対象外です。

●利用方法

※初めて利用する際は、事前に宗像市障害者生活支援センターに問い合わせください。申し込み時の必要事項等について案内します。

- ① 原則、希望日の5日前までに「登録手話通訳者等派遣申請書」に記入し、宗像市障害者生活支援センターへ申し込みをします。（郵便・ファックス・メールでも可）
- ② 申請内容についての審査後、通訳者の派遣を調整し、市から申請者に派遣内容についての通知をします。（審査のため、詳しい内容について確認をさせていただくことがあります）
- ③ 利用当日、指定時間に指定場所で通訳者と待ち合わせをし、手話通訳・要約筆記を受けます。

●申し込み・お問い合わせ

宗像市障害者生活支援センター（宗像市役所北館内）

TEL 0940-34-2411 FAX 0940-34-2422

メールアドレス aaw09180@hkg.odn.ne.jp

●制度その他のお問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

手話ボランティア取り次ぎ

聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者が、何らかの理由で手話によるコミュニケーション支援を必要とする場合に、社会福祉協議会が手話ボランティアに取り次ぎます。

（82ページ記載の登録手話通訳者等派遣事業の対象となる用事についてはそちらをご利用ください）

●対象となる人

聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある人

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会／宗像市ボランティアセンター

TEL 0940-37-4100 FAX 0940-37-4101

メールアドレス v-net@syakyo.munakata.com

ホームページアドレス <https://syakyo.munakata.com/volunteer>

避難行動要支援者支援事業

「避難行動要支援者支援事業」とは、高齢者や障がい者などの災害時に自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）を地域で支えあう取り組みです。

市が作成する「避難行動要支援者名簿」に登録をしてもらうことで、平常時から自主防災組織（自治会単位）、民生委員、警察、消防機関に情報（名簿）を提供し、安否確認や避難誘導、避難支援を円滑に行う体制づくりなど、災害時の支援に備えます。

●対象者

登録対象者は、市内の自宅等で生活し、以下のいずれかに該当し、名簿への登録を希望する人を対象とします。

- ① 介護保険の要介護認定３以上の認定を受けている人
- ② 身体障害者手帳１級または２級の交付を受けている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人
- ④ 療育手帳Ａ判定の交付を受けている人
- ⑤ その他災害の避難等に際して、支援が必要な人

※上記対象要件に該当する場合でも、「自力での避難が可能」や「病院・福祉施設に長期入院・入所している」など支援を受ける必要がない場合は登録不要です。

※上記対象要件に該当しない場合でも、自力での避難が困難で他者の支援を受けられない場合は登録することができます。

●名簿への登録方法

名簿への登録を希望する人は、市担当課（危機管理課）へお申し出ください。

なお、新規に対象者になられた人及び７５歳以上のみの世帯になった人などには、毎年１２月頃に市より登録用紙を送付します。

●名簿使用例・支援内容例

平常時には、円滑な避難支援を行うための日頃からの関係づくりや、災害に備えた訓練などの際に名簿情報を使用します。

災害時（災害が発生する恐れがある場合を含む）には、災害や避難に関する情報の連絡、安否確認、避難所への誘導などに活用します。

※災害の規模や状況によっては、支援を受けられない場合もあります。また、行政からの支援を優先的に受けるための取り組みではありません。

●お問い合わせ

宗像市役所 危機管理課 TEL 0940-36-5050 FAX 0940-37-1242

緊急情報伝達システム

市民のみなさんが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進を目的としたシステムです。

大雨や台風、地震などの災害発生につながるような気象警報や災害時の避難情報など、さまざまな防災・災害情報や市からの緊急なお知らせを、携帯電話やスマートフォン、ファックス等で受け取ることができます。

●情報の内容

震源に関する情報



◎地震情報【震度3以上】
震度速報/震度・震源情報
◎津波警報・注意報
(福岡県日本海沿岸)

気象情報



◎気象情報
◎土砂災害警戒情報

国民保護情報 (国から)



◎着上陸侵攻情報
◎航空攻撃情報
◎ゲリラ・特殊部隊
攻撃情報
◎大規模テロ等情報

大気環境状況 (福岡県から)



◎光化学オキシダ
ント情報
◎PM2.5 注意喚
起情報

市からの お知らせ



◎避難指示
避難所情報
◎交通情報
(道路冠水情報)
◎災害への注意喚起
◎地域の安全に関する情報
◎各種お知らせなど

●登録方法

【携帯電話・スマートフォン（メール）】

手順

1

下記アドレスへ空メールを送信します。

subscribe@bousai.city.munakata.lg.jp

◎カメラ機能付きの携帯電話・スマートフォンでは、右の「QRコード」を読み取って空メールを送信することもできます。



QRコード

手順

2

登録用のメールが5分以内に届きます。

noreply@bousai.city.munakata.lg.jp のアドレスから届きます。

◎しばらく待ってもメールが届かない場合は、もう一度手順1（空メールの送信）からやり直してください。

◎携帯電話に迷惑メール対策（ドメイン指定受信、ドメイン指定拒否）を設定している場合は、仮登録メールが受信できません。（詳しい設定方法は、取扱説明書かご契約の携帯電話会社で確認をしてください。）また、令和4年10月1日より送信されるメールのアドレスが変更されていますので、上記のアドレスについて迷惑メールの設定解除をお願いします。

手順

3

利用規約を確認し、「登録」ボタンを押すと登録が完了します。

手順

4

数分後、完了通知メールが届きます。

※利用には、登録料や月額使用料は発生しませんが、別途、携帯電話会社への通信料がかかります。

【ファックス】

①住所、②氏名、③受け取りたいFAX番号、④「FAX登録希望」を明記して、危機管理課FAX 0940-37-1242へファックスで申し込んでください。

※深夜・夜間でも情報は配信されますので、FAXよりもメールでの登録をおすすめしています。

【固定電話】

お電話にて危機管理課Tel 0940-36-5050に「緊急情報伝達システム固定電話登録希望」の旨をお伝えいただき、①住所、②氏名、③受け取りたい固定電話番号をお知らせください。

【メールでの配信サービスを解約する時・登録内容を変更する時】

登録を解除する時、または登録内容を変更する時は、配信されたメールの最後に表示されているURLに接続して、解約、変更することが出来ます。

●お問い合わせ

宗像市役所 危機管理課

TEL 0940-36-5050 FAX 0940-37-1242

郵便等による不在者投票（郵便等投票）

身体に重い障がいがあり、投票所に行くことができない人を対象に、ご自宅等から郵便等を使用して投票できる制度があります。

●対象者

対象	身体障害者手帳を持つ人	戦傷病者手帳を持つ人	介護保険の被保険者証を持つ人
部位 (程度)	両下肢、体幹、移動機能 (1級か2級)	両下肢、体幹 (特別項症から第2項症)	要介護5
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸 (1級か3級)	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸、肝臓 (特別項症から第3項症)	
	免疫、肝臓(1級から3級)		

●代理記載制度

上記の対象者で、かつ、自ら投票の記載をすることができない人を対象に、代理の人（選挙権がある人に限ります。）に投票の記載をしてもらうことができる制度があります。

対象	身体障害者手帳を持つ人	戦傷病者手帳を持つ人
部位 (程度)	上肢、視覚(1級)	上肢、視覚(特別項症から第2項症)

●手続き

①郵便等投票証明書の交付申請をします。

郵便等投票証明書交付申請書と添付資料を選挙管理委員会に提出して、証明書の交付を受けてください。代理記載制度を利用する場合は、併せて届出をすることができます。

申請はいつでも行うことができますが、証明書の発行には時間を要するため、事前に申請・届出をお願いします。

②投票用紙を請求します。

選挙期日の4日前までに選挙管理委員会に投票用紙を請求します。請求には、請求書と郵便等投票証明書を提出してください。

③投票用紙の送付

選挙管理委員会から投票用紙一式が指定の場所に郵送されます。投票用紙に候補者名等を記載して、選挙管理委員会に郵便等で送付します。

※申請書の様式や手続きの詳細は、市HPに掲載しています。そちらをご確認ください。

●お問い合わせ

宗像市役所 選挙管理委員会

TEL 0940-36-1375

FAX 0940-37-1242